

平成 23 年 2 月 日
内閣府地域主権戦略室
厚生労働省職業安定局

〇〇〇

アクション・プランを実現するための提案について（募集）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

昨年 12 月 28 日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたところですが（別紙参照）、当該アクション・プラン 2.（3）（ハローワーク関係）の具体化に向けて、当該（3）中の「一体的な実施」に係る提案を下記のように募集し、その提案を受けて政府として所要の措置を講じてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

記

1. 募集事項

アクション・プラン 2.（3）に記載する「一体的な実施」に係る提案

※様式は自由ですが、その全体像（例：提案の概要、提案理由（「一体的実施」による具体的効果・対応できる利用者ニーズ等）、国と地方がそれぞれ行う具体的な業務内容、「一体的実施」を行う具体的場所等）や既存の制度・事業との違いがわかるよう、工夫をお願いします。

※複数の地方自治体で共同で提案されることも可能です。

2. 募集期間

平成 23 年 2 月 日～3 月 31 日

※提案状況を見て、4 月以降、募集期間を再設定することがあり得ます。

3. 提出先

原則として、内閣府地域主権戦略室にお願いいたします。

ただし、当該提案に係る国の事業が、平成 23 年度厚生労働省予算で対応可能と思われるものについては、厚生労働省職業安定局に直接提案していただくことも可能です。

(※具体的な連絡先は、5 と同様です。)

4. 提案後の流れ

内閣府地域主権戦略室にいただいた提案については、当室で内容の確認をいたします。また、その際、必要に応じヒアリングさせていただきます(注 1、2)。

→ その内容について、アクション・プラン推進委員会のハローワークチームで議論を行い、当該推進委員会の議論を経て方針を決定することとしております。

→ 当該方針のもとに、国は制度改正等所要の措置を講じるとともに、具体的な実施方法については、提案した地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております。

なお、3. のただし書きにより、厚生労働省職業安定局にいただいた提案については、提案した地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております(注 2)。

(注 1) 提案の内容確認の結果、当該提案に係る国の事業が平成 23 年度厚生労働省関係予算で対応可能なものについては、速やかな実施を図るべく、当該提案を行った地方自治体と厚生労働省との間で協議していただくこととしております。

(注 2) 厚生労働省と直接協議を行ったものの、速やかな実施が図られない等の問題が生じた場合には、内閣府地域主権戦略室に御相談ください。

5. その他

当該提案に係るお問い合わせについては、以下の連絡先まで、直接メール、文書等でいただくようお願いいたします。

【全般的な問い合わせ】

連絡先；内閣府地域主権戦略室

住所

電話番号

メールアドレス

【厚生労働省関係施策に係る問い合わせ】

連絡先；厚生労働省職業安定局総務課

住所

電話番号

メールアドレス